

● イベントの開催についての要請【特措法第24条第9項】

措置区域

措置区域以外

【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

	収容率	人数上限	開催時間
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合	100%以内※1	5,000人以下 又は 収容率50%以内(≤10,000人) のいずれか大きい方	21時まで※4
大声での歓声、声援等が想定される場合	50%以内※2,3		

※1 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける。

※2 異なるグループ又は個人間では座席を1席は空け、同一グループ内（家族等の日頃行動を共にするグループ。5人以内に限る。）では座席間隔を設けなくともよい。このため、収容率は50%を超える場合がある。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を要する。

※4 無観客で開催される場合は、開催時間短縮の対象とならない。

【留意事項】

- イベント開催についての要請は緊急事態宣言解除後1ヶ月（10月30日まで）の経過措置であることに留意
- 全てのイベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」（別紙）を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
- イベント関連施設及びイベントを開催する必要がある施設への協力依頼を踏まえた感染防止対策に取り組むこと
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断すること

イベントの種類

イベントの種類	イベントの例	人数上限等
大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント	<p>【音楽】クラシック音楽、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート 【演劇等】現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等 【舞踏】バレエ、現代舞踏、民族舞踏 等 【伝統芸能】雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等 【公演・式典】講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式、卒業式、入社式 等 【展示会】各種展示会、商談会、各種ショー</p> <p>※飲食を伴うが、イベント中の発声がないことを前提とする催物(映画館等)(P.6を担保すること)</p> <p>(映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地(絶叫系アトラクション除く)等についても同様の考え方を適用する。)</p>	P.5 ①
大声での歓声・声援等が想定されるイベント	<p>【音楽】ロックコンサート、ポップコンサート 等 【スポーツ】サッカー、野球、大相撲 等 【公営競技】競馬、競輪、競艇、オートレース 【公演】キャラクターショー、親子会公演 等 【ライブハウス・ナイトクラブ】ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント</p>	P.7 ②
お祭り・野外フェス等	地域の行事、お祭り、花火大会、野外音楽フェスティバル 等	P.8 ③

※上記は例示であり、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。

※イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。）の食事については業種別ガイドラインで制限し、イベント中に食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント」として取り扱わない。（イベント中発声を伴わないものを除く）